

消防法施行令 別表第一

別紙

項目	用途	該 当	項目	用途	該 当
1項	イ 劇場、映画館、演芸場等	○	10項	停車場	
	ロ 公会堂、集会場	○	11項	神社、寺院、教会等	
2項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	○	12項	イ 工場、作業場	
	ロ 遊技場、ダンスホール	○		ロ 映画、テレビスタジオ	
	ハ 風俗営業等施設	○	13項	イ 自動車車庫、駐車場	
	ニ カラオケボックス等	○		ロ 飛行機、回転翼航空機の格納庫	
3項	イ 待合、料理店等	○	14項	倉庫	
	ロ 飲食店	○	15項	前各項に該当しない事業場	
4項	物品販売店	○	16項	イ 複合用途防火対象物(特防)	○
5項	イ ホテル、旅館等	○		ロ 防複合用途防火対象物(非特)	
	ロ 共同住宅、下宿等		16の2項	地下街	○
6項	イ 病院、診療所、助産所	○	16の3項	準地下街	○
	ロ 老人ホーム、 障害者支援施設等入所施設	○	17項	文化財	
	ハ デイサービス等通所施設、保育園	○	18項	延長50メートル以上のアーケード	
	ニ 幼稚園、特別支援学校	○	19項	市長村長の指定する山林	
7項	学校等		20項	総務省令で定める舟車	
8項	図書館、美術館、博物館等				
9項	イ 蒸気浴場、熱気浴場等	○			
	ロ 公衆浴場				

○印は公表の対象となる特定防火対象物